

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原 告 藤永知子 外31名
被 告 埼玉県知事 外4名

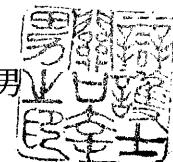
副
本

証拠説明書

平成21年 8月10日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



号証	標目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙第115号	陳述書	原本 H21.08	齋藤 弘	水道事業において、水源確保は重要であり、埼玉県における安定給水を確保するため、将来の水需要量、将来保有する水源量及び渇水に対する安全度の水準、近年の少雨傾向による供給能力の低下等の各要素を総合的に勘案し、八ッ場ダムによる水源を確保する必要があることを示すもの
乙第116号	「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」 埼玉県5か年計画	写し H19.02	埼玉県	埼玉県の行政全体の将来像を示すものであり、水需要予測の根拠として使用したもの
乙第117号	水道施設設計指針 抜粋(2000年版)	写し H12.03	社団法人日本水道協会	水道施設整備計画の策定にあたっては、国や自治体が策定する長期的な地域・社会整備方針などの上位計画との整合を図りつつ、長期間の計画とする必要があり、埼玉県においても長期計画に基づいた需要予測を適宜行っていることを示すもの

乙第 118 号	利根川の水資源と 水利用 (抜粋)	写し	H17.09.26	国土交通省関東 地方整備局	<p>①利根川流域では、昭和 47 年から平成 16 年までの 33 年間で 13 回の取水制限が行われていること。</p> <p>②全国的な水資源開発の整備水準は利水安全度 1 / 10 であるが、利根川・荒川水系については、首都圏の逼迫した水需要の増大に応えるため、計画上、利水安全度は全国水準よりも低水準である利水安全度 1 / 5 により水源開発が進められてきていること。</p> <p>③利根川水系における現況の利水安全度が、1 / 2 から 1 / 3 であること。</p>
乙第 119 号	統計資料 (抜粋)	写し	H20.09	埼玉県企業局	過去の渇水に伴う取水制限による影響を示すもの